

## 13. 資格

### (1) 資格・検定科目

資格の取得または、検定で一定以上の成績を修めることにより、単位を認定される科目が開設されています。認定に必要な資格・検定及び認定される科目は、以下のとおりです。なお、単位認定の申請時期は、5年生の後期です。詳細はシラバスで確認してください。

資格科目一覧

学 科 名	認定される科目	単位	認定に必要な資格・検定
(全学科)	「TOEIC I」	1	TOEICテスト430点以上で1単位とする
	「TOEIC II」	2	TOEICテスト500点以上で2単位とする。
	「TOEIC III」	3	TOEICテスト650点以上で3単位とする。
機械工学科	「熱管理」	2	エネルギー管理士
電気情報工学科 (電気電子工学コース)	「電気電子資格I」	1	電気主任技術者：第三種 または 工事担任者：AI・DD総合種
	「電気電子資格II」	1	電気主任技術者：第一種または第二種
電気情報工学科 (情報工学コース)	「情報資格I」	1	情報処理技術者試験
	「情報資格II」	1	情報処理技術者試験
都市システム工学科	「測量学IV」	1	測量士補

資格の内容

資 格 等	内 容
TOEICテスト	TOEIC(トイーック)とは Test of English for International Communication の略称で、英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストであり、世界約90ヶ国で実施されている。 本校では、TOEIC IP (TOEIC団体特別受験制度) テストを5月・7月の年2回実施している。5月のテストは、3年生以上の希望者が受験できる。7月は5年生のみ受験でき、この試験データのみを単位認定に使う。テスト結果は合格ではなく、10点から990点までのスコアで評価される。また、得点によっては、「TOEIC I」「TOEIC II」「TOEIC III」の単位が認定される。
エネルギー管理士	エネルギー管理者は、エネルギー等の使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定める熱管理の業務を行います。詳細は、(財)エネルギーセンターのホームページを参照してください。(http://www.eccj.or.jp)
電気主任技術者	事業用電気工作物の設置者(所有者)は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任しなくてはならないことが電気事業法によって義務付けられている。電気主任技術者には、第1種、第2種及び、第3種の種別があり、電気工作物の電圧によって必要な免許種別が定められている。試験による取得については、受験資格に制限はない。詳細は、電気技術者試験センターのホームページ(http://www.shiken.or.jp/)を参照してください。
工事担任者 AI・DD総合種	工事担任者資格は、電気通信回線設備に端末設備または自営電気通信設備の接続工事を行い、監督するための資格である。端末設備等を接続するネットワーク(電気通信回線)の種類によりAI種とDD種に区分され、さらにその規模や速度等に応じて、それぞれ第1種、第2種、第3種の種別がある。試験による取得については、受験資格に制限はない。 (AI種) アナログ電話回線及びISDNに端末設備等を接続するための工事を対象としている。 (DD種) ブロードバンドインターネットやIPネットワークなどのデジタル回線(ただしISDNを除く)に端末設備等を接続するための工事を対象としている。 (AI・DD総合種) AI第1種とDD第1種を合わせた範囲の工事を行うことができる。詳細は、電気通信国家試験センターのホームページ(http://www.shiken.dekyo.or.jp/charge/index.html)を参照してください。

資格等	内容
情報処理技術者	<p>情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」の水準がある程度以上であることを認定している国家試験である。いずれも受験資格に制限はない。詳細は、情報処理技術者試験センターのホームページ (<a href="https://www.jitec.ipa.go.jp/">https://www.jitec.ipa.go.jp/</a>) を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度IT人材となるために必要な基本的知識・技能をもち、実践的な活用能力を身に付けた者</li> <li>・高度IT人材となるために必要な応用的知識・技能をもち、高度IT人材としての方向性を確立した者</li> <li>・高度IT人材として確立した専門分野をもち、その専門分野に関係する固有技術を活用し、最適な情報システム基盤の企画・要件定義</li> <li>・開発・運用・保守において中心的な役割を果たすとともに、固有技術の専門家として、情報システムの企画・要件定義・開発・運用・保守への技術支援を行う者。</li> </ul> <p>専門分野とは、ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、情報セキュリティの各分野である。</p>
測量士	<p>測量士補の資格を有し、3年以上の実務経験を有する者は、資格を申請することができる。詳細は日本測量協会と国土地理院のホームページを参照してください。</p>

## (2) 卒業後の資格等

高専での勉学により修得単位が一定の条件を満たせば、各種の資格を得る（資格試験に出願する）ことが出来ます。最近では、資格試験について広範に紹介した専門誌も市販されていますので、詳細はこれらを参照してください。

ここでは、(1) 資格・検定科目で挙げた資格の他、各専門学科の教育課程と関係が特に深いと考えられるものをいくつか紹介しておきます。

資格等	内容	
技術士	<p>技術士第一次試験（受験制限なし）に合格した修習技術者が、次の3ルートのうちいずれかで業務経験を修習すると技術士第二次試験の受験資格が与えられ、それに合格すると技術士の資格を得る。詳細は（社）日本技術士会のホームページ<a href="http://www.engineer.or.jp">http://www.engineer.or.jp</a>を参照してください。</p> <p>ルート①：技術士補として登録、技術士を補助して4年間以上の実務経験修習</p> <p>ルート②：優れた指導者の監督の下で4年間以上の実務経験修習</p> <p>ルート③：独自に7年間以上の実務経験修習</p>	全学科 専攻科
国家公務員一般職 (大卒程度)	<p>国家公務員一般職（大卒程度）採用試験の受験資格を得る。地方公務員採用試験の受験資格もこれに準ずる。詳細は人事院のホームページ<a href="http://www.jinji.go.jp/top.htm">http://www.jinji.go.jp/top.htm</a>を参照してください。</p>	全学科
国家公務員総合職 (大卒程度)	<p>国家公務員総合職（大卒程度）採用試験の受験資格を得る。地方公務員採用試験の受験資格もこれに準ずる。詳細は人事院のホームページを参照してください。</p>	専攻科
防災士	<p>防災士とは、日本防災士機構が、社会の様々な場で防災力を高める活動をしていくための十分な意識と一定の知識・技能を修得した人であることを認証した資格です。</p> <p>明石高専は同機構の認定校であり「防災リテラシー」の授業を受けた人は受験資格があります。明石高専では毎年1回高専で受験できます。（<a href="http://bousaisi.jp/">http://bousaisi.jp/</a>）を参照してください。</p>	全学科

資格等	内容	関係学科
電気工作物検査官	卒業後4年以上、電気工作物の工事、維持及び運用に関する行政事務に従事した者に資格が与えられる。詳細は経済産業省のホームページ <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a> を参照してください。	機械工学科 電気情報工学科 都市システム工学科
ボイラー・タービン主任技術者	(第1種) 卒業後4年以上圧力5, 880キロパスカル以上の発電用設備に係わり、これを含む8年以上ボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わった者は、資格を申請することができる。 (第2種) 卒業後4年以上ボイラー、蒸気タービン又は燃料電池設備(最高使用圧力が18キロパスカル以上のもの)の工事、維持又は運用に係わった者は、資格を申請することができる。詳細は経済産業省のホームページ <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a> を参照してください。	機械工学科
整備管理者	整備を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検もしくは整備又は整備の管理に関する2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者は、資格を申請することができる。詳細は国土交通省のホームページ <a href="http://www.mlit.go.jp">http://www.mlit.go.jp</a> を参照してください。	機械工学科
電気工事士	電気工事の欠陥による災害の発生を防止するために、電気工事士法によって一定範囲の電気工作物について、電気工事の作業に従事する者の資格が定められている。電気工事士の資格には第一種及び第二種の2種類があり、受験資格には特に制限はない。詳細は(財)電気技術者試験センターのホームページ <a href="http://www.shiken.or.jp">http://www.shiken.or.jp</a> を参照してください。	電気情報工学科
電気通信主任技術者	電気通信事業者は、その事業用電気通信設備を、総務省令で定める技術基準に適合するよう、自主的に維持するために、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらなければならない。受験資格には特に制限はない。詳細は(財)日本データ通信協会のホームページ <a href="http://www.dekyo.or.jp">http://www.dekyo.or.jp</a> を参照してください。	電気情報工学科
測量士補	測量関係の科目を修めて卒業した者は、測量士補の資格を申請することができる。詳細は(社)日本測量協会のホームページ <a href="http://www.jsurvey.jp">http://www.jsurvey.jp</a> と国土地理院のホームページ <a href="http://www.gsi.go.jp">http://www.gsi.go.jp</a> を参照してください。	都市システム工学科 建築学科
土木施工管理技士 建設機械施工技士 建設施工管理技士 電気工事施工管理技師 造園施工管理技士 管工事施工管理技士	(1級) 卒業後、指導監督的実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。 (2級) 卒業後2年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。詳細は土木施工管理技士・造園施工管理技士・管工事施工管理技士については(財)全国建設研修センターのホームページ <a href="http://www.jctc.jp">http://www.jctc.jp</a> を建設機械施工技士については(社)日本建設機械化協会のホームページ <a href="http://www.jcmanet.or.jp">http://www.jcmanet.or.jp</a> を建設施工管理技士・電気工事施工管理技士については(財)建設業振興基金のホームページ <a href="http://www.kensetsu-kikin.or.jp">http://www.kensetsu-kikin.or.jp</a> を参照してください。	都市システム工学科
ダム水路主任技術者	(第1種) 5年以上を含む8年以上、高さ30メートル以上のダムの工事、維持又は運用を経験した者は、資格を申請することができる。 (第2種) 3年以上水力設備の工事、維持又は運用を経験した者は、資格を申請することができる。詳細は経済産業省のホームページ <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a> を参照してください。	都市システム工学科

資格等	内容	関係学科
コンクリート技士	卒業後2年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。 詳細は(社)日本コンクリート工学協会のホームページ <a href="http://www.jci-net.or.jp">http://www.jci-net.or.jp</a> を参照してください。	都市システム工学科 建築学科
コンクリート主任技士	卒業後4年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。 詳細は(社)日本コンクリート工学協会のホームページ <a href="http://www.jci-net.or.jp">http://www.jci-net.or.jp</a> を参照してください。	都市システム工学科 建築学科
建築士	(1級)国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修得し卒業後、建築に関する4年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。 (2級、木造)1級建築士と同様に、建築に関する指定科目を修得し卒業後、2級建築士、木造建築士の受験資格を得る。 詳細は(財)建築技術教育普及センターのホームページ <a href="http://www.jaeic.or.jp">http://www.jaeic.or.jp</a> を参照してください。	建築学科
建築設備士	卒業後、建築設備に関する実務4年以上又は1級建築士取得後2年以上の実務経験を有する者は受験資格を得る。 詳細は建築技術教育普及センターのホームページ <a href="http://www.jaeic.or.jp">http://www.jaeic.or.jp</a> を参照してください。	建築学科
建築施工管理技士	(1級)卒業後、5年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。 (2級)卒業後、2年以上の実務経験を有する者は、受験資格を得る。詳細は建設業振興基金のホームページ <a href="http://www.kensetsu-kikin.or.jp/">http://www.kensetsu-kikin.or.jp/</a> を参照してください。	建築学科
インテリアプランナー	公的資格。年齢制限はなく、誰でも受験可能。詳細は建築技術教育普及センターのホームページ <a href="http://www.jaeic.or.jp">http://www.jaeic.or.jp</a> を参照してください。	建築学科
建築CADデザイナー	民間資格、准1級から4級まで。詳細は全国建築CAD連盟のホームページ <a href="http://www.aacl.gr.jp">http://www.aacl.gr.jp</a> を参照してください。	建築学科
VEリーダー	民間資格。12時間以上のVE研修の受講が必要。詳細は(社)日本バリュー・エンジニアリング協会のホームページ <a href="http://www.sjve.org">http://www.sjve.org</a> を参照してください。	建築学科
特定建築物調査員	国家資格、卒業後4年以上の実務経験。詳細は(財)日本建築防災協会のホームページ <a href="http://www.kenchiku-bosai.or.jp">http://www.kenchiku-bosai.or.jp</a> を参照してください。	建築学科
マンションリフォームマネジャー	民間資格。誰でも受験可能。詳細は(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページ <a href="http://www.chord.or.jp">http://www.chord.or.jp</a> を参照してください。	建築学科
福祉住環境コーディネーター	公的資格、1級から3級まで。詳細は東京商工会議所検定センターのホームページ <a href="http://www.kentei.org">http://www.kentei.org</a> を参照してください。	建築学科
構造設計一級建築士	平成20年11月施行の建築士法改正により、一定規模以上の建築物の構造設計については、構造設計一級建築士が行うことが義務づけられている。資格を取得するためには、一級建築士として5年以上の構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣が指定する講習を受け、その課程を修了する。	建築学科
設備設計一級建築士	平成20年11月施行の建築士法改正により、一定規模以上の建築物の構造設計については、設備設計一級建築士が行うことが義務づけられている。資格を取得するためには、一級建築士として5年以上の設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣が指定する講習を受け、その課程を修了する。	建築学科